

落札者決定基準

大阪市水道局お客さまセンター運營業務委託

令和 8 年 3 月

大阪市水道局

1 基本的な考え方

落札者の決定は、入札参加者から提出された提案書の評価である「技術評価点」に、入札価格をもとに後述する計算式に基づき入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を加算する総合評価落札方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、「総合評価点」の最も高い入札者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、当局にとっての有利性及び客観性の確保のため、学識経験を有する者（以下「選定委員」という。）の意見を聴くものとする。

（1）提案内容の評価

別紙「提案評価表」に基づき、提案内容の評価し、「技術評価点」を与える。

（2）入札価格の評価

入札価格をもとに、後述する計算式に基づき「価格評価点」を与える。

（3）総合評価の方法及び落札者の決定方法

（1）及び（2）により評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

「技術評価点」と「価格評価点」の比率については、1対1とする。入札参加者の獲得する「総合評価点」は、「技術評価点」と「価格評価点」の単純和とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(400点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \hline \text{(200点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline \text{(200点満点)} \\ \hline \end{array}$$

（4）有効数字

「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

（5）「総合評価点」の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が最も高い者を落札者とする。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合

「技術評価点」における必須項目の合計点が最も高い者を落札者とする。

ウ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」、「技術評価点における必須項目の合計点」が同じ場合

別途日を定め、くじ引きにより決定する。

2 提案内容の評価

入札参加者から提出された提案書を書面審査し、「技術評価点」の評価事項、配点に基づき記

述・提案された内容の評価を行う。なお、提案内容を確認する必要があった時など、別途必要に応じて書面にて確認を行う。

(1) 項目評価の考え方

ア 評価基準

別紙「提案評価表」の各評価項目（小分類）に対して、評価点を設定し、各項目の採点結果の合計を技術評価点とする。

各評価項目に設定した配点基準があるものは基準どおり配点する。

イ 必須項目

「提案評価表」で必須項目に指定されている（○が記載されている）評価項目の評価点について、1項目でも0点がある場合は無効とし、当該提案は採用しない。

(2) 技術評価点の計算

技術評価点の計算は、次の式にて行う。

技術評価点 = 各評価項目の項目評価点の合計

(3) 項目評価点の減点について

提案書の総ページ数が200ページを超えた場合は、技術評価点から10点を減点する。また、提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、提案内容の評価は行わない。

3 入札価格の評価

価格評価点は次のとおり算定する。

価格評価点 = $200 \text{点} \times (\text{低入札価格調査基準価格} \div \text{入札価格})$ 小数点以下切り捨て
低入札価格調査基準価格以下での入札については一律200点とする。

※低入札価格調査基準価格は予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

なお、入札参加者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合は無効とし、「2 提案内容の評価」及び「3 入札価格の評価」の評価は行わない。

4 その他失格事由

次のいずれかに該当した場合は、評価対象から除外する。

- (1) 選定委員もしくは当局職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- (2) 他の入札参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと